

◆フルハーネス型墜落制止用器具取扱作業◆  
特別教育テスト（Ⅳ：関係法令）解答・解説

以下の設問の内容について、正誤を判定してください。

1. ○：「安全帯」という名称が変更となり、すべて「墜落制止用器具」という名称になった。
2. ×：墜落制止用器具のうち、胴ベルト型U字つりは、柱上作業等で身体を支えるのみ（つまりワークポジショニング機能）であり、フルハーネスとの併用が必要である。
3. ○：墜落制止用器具のうち、フルハーネス型（第二種）は、6.75m超過の高所では、墜落時に効果を発揮するが、5m程度以下の箇所では、墜落時に地上に激突したり、到達する恐れがあるため、胴ベルト型1本つりの使用が認められており、いずれを使用するかの検討が必要である。
4. ○：作業床のない高所でフルハーネス型墜落制止用器具を使用する場合には、フルハーネス型墜落制止用器具の取扱いや関係法令などについて、特別教育を受けなければならない。
5. ○：「作業床」とは、仮設足場の床や、機械・設備の点検通路の床など、作業を行うために設けられた床の総称である。
6. ○：労働者は、高さが2m以上の箇所の作業で、事業者から要求性能墜落制止用器具の使用を求められたときは、これを使用しなければならない。
7. ○：事業者は、高さが2m以上の箇所の作業で、墜落制止用器具を使用させるときは、墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備を設けなければならない。
8. ×：墜落制止用器具や墜落制止用器具の取付設備等の異常の有無については、随時点検することが必要であるが、これらの点検は、事業者が行わなければならない。
9. ×：作業床がある場合で、その端部や開口部、および手すりを臨時に外して行う作業では、墜落制止用器具の使用が必要であるが、特別教育は不要である。
10. ○：高所作業車は、作業床があるため、6.75mを超えても特別教育は不要である。しかし、要求性能墜落制止用器具の使用については、安衛則194条の22で規定されており、使用しなければならない。なお、2m以上に限られるものではない。